

麻生津地区築堤事業における墓地移転への 取り組みについて

村田 直輝¹

¹近畿地方整備局 道路部 道路管理課 (〒540-8586大阪府大阪市中央区大手前1-5-44) .

紀の川の無堤部である麻生津地区は、堤防整備にあたり、墓地移転という課題を抱えている。これまで、堤防整備に向けて、地域住民が自主的に設立した推進委員会へ事業説明等を実施してきたが、墓地移転を進めるための主体が明確になっておらず、堤防整備が進まなかった。これを受け、国が関係機関及び地域住民の墓地移転における役割を分析、整理を行った。そして墓地権利者との調整などの墓地移転に特化した役割を担う墓地移転委員会の設立に向けて、地域住民と丁寧調整を行っているところである。その結果、墓地移転に対して前向きな雰囲気醸成されており、引き続き調整を行うことにより、早期の堤防整備が期待される。

キーワード 地元合意形成、墓地移転、堤防整備

1. はじめに

麻生津地区は和歌山県の一級河川である紀の川の中流部の紀の川と山地に挟まれた場所に位置している(図-1)。治水安全度が著しく低い無堤部であるため、台風等の洪水時に被害を被っている。近年は、人家まで到達するほどの紀の川からの浸水はないものの、人家より川側に位置する道路や田畑の浸水があり、早期の治水対策が必要である。

和歌山河川国道事務所では平成24年12月に策定された紀の川水系河川整備計画(以下、「河川整備計画」という。)に基づき、紀の川の治水安全度の向上に向けて治水事業を推進している。無堤部である麻生津地区も堤防整備を実施する対象箇所として河川整備計画に位置付け

ており、過年度から検討を行っているところである。

しかし、麻生津地区では川沿いに墓地が立地(図-2)しているため、堤防整備にあたり墓地移転は避けられず、墓地には複数の地権者や利用者が存在し、地域住民との合意形成が困難であることが、堤防整備を進めるにあたって課題の一つとなっている。

本論文では、麻生津地区における堤防整備に伴う墓地移転に向けての取り組みや、墓地移転の実施にあたって必要不可欠である地域住民との合意形成に向けた取り組みについて述べる。

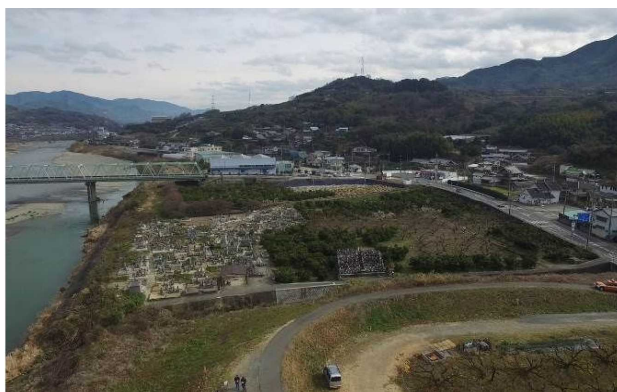


図-1 麻生津地区の遠景



図-2 麻生津地区 墓地

2. 麻生津地区の基本情報について

(1) 築堤計画について

麻生津地区では左岸距離標31.2k付近から32.0k付近で、現況の地盤高が計画高水位よりも低く、河川整備計画で位置付けている目標流量（昭和34年伊勢湾台風規模）を安全に流下できない河道となっているため、堤防整備を実施する計画である。麻生津地区の墓地等の立地や現在の計画堤防法線の位置関係は図-3に示すとおりである。特徴としては、今回の堤防整備箇所より下流側には既設堤防があること。また、紀の川を横断して麻生津大橋がかかっていること。そして、墓地が川沿いに立地していることが挙げられ、堤防整備にあたってのコントロールポイントとなっている。

(2) 墓地について

麻生津地区の川沿いに立地している墓地の基本情報を表-1に示す。特徴としては、まず地域の共同墓地と個人所有の墓地が隣接して立地しており、それら全体を各墓地所有者からなる墓地管理委員会が一括で管理していることが挙げられる。また、古くから地域にある地元が管理する墓地であり、現在の墓地に関する法令である「墓地、埋葬等に関する法律施行細則」（紀の川市）等に則った墓地となっていない。現在の墓地の利用状況については、新しい墓石も見られ、お供えや清掃に訪れる参拝者も毎日見られる。また、過去に紀の川市が、墓地の移転先として山の上にある代替地を提案したが、代替地が居住地から離れた場所であることから、地域住民の納得を得られなかった経緯もあるなど、地域にとっては身近な墓地であると言える。

3. 麻生津地区の過去の経緯について

(1) 堤防整備・墓地移転における過去の経緯

前章でも述べたとおり、麻生津地区は無堤部であり、一部浸水した経験がある地域である。そのため、地域住

表-1 墓地の基本情報

墓地面積	約3,000㎡
墓地区画数	約300区画
墓地の種類	共同墓地・個人墓地
墓地地権者	共同墓地の土地:地域が地権者 個人墓地の土地:個人が地権者
墓地利用者	地域住民の個人毎に墓石を所有
墓地管理者 (墓地の維持管理)	墓地管理委員会(墓地利用者で構成)



図-4 墓地の位置関係



図-3 麻生津地区の堤防整備箇所及び墓地等の位置関係

e) 墓地移転委員会（新設）の役割について

墓地移転に特化した調整窓口となる組織として、新たに墓地地権者及び利用者から構成される墓地移転委員会を設置することとした。多数の墓地権利者に対する墓地移転の調整窓口を一本化するとともに墓地移転計画の策定に伴う権利者間の調整作業を主として担っていただくように整理した。（図-5）

これらの組織の役割、並びに関係を表-2のとおり整理し、墓地移転に伴う地域住民との合意形成に向けた関係機関との協議の仕組みを構築した。

(2) 墓地移転委員会設立に向けて

墓地移転委員会では、墓地移転計画の策定にあたり主に墓地権利者に対する移転先の意見調整や具体的な墓地

表-2 各組織の役割及び墓地移転の流れ（案）

	墓地移転				
	項目	国土交通省	紀の川市	推進委員会	墓地移転委員会 墓地管理委員会
概略検討	基礎調査	◎	◎		◎
	↓				
	概略設計	◎	◎	◎	◎
詳細検討	詳細調査	◎	◎	◎	◎
	↓				
	詳細設計	◎	◎	◎	◎
同意	墓地・周辺地元同意	◎	◎	◎	◎
	堤防整備工事経営許可申請				
工事	墓地造成工事				
	墓地改葬許可申請				
	墓地改葬工事				
	(墓地経営廃止許可申請)				
	堤防整備工事				
	↓				
	堤防整備完了				

◎：主体的に検討・調整等を行なう組織 ○：検討・調整等の補助を行なう組織

区画や通路の寸法や配置、現況墓地にある水飲み場、手桶置き場、休憩所等の復元先や構造等の協議、さらには、移転補償といった多岐にわたる内容を調整していくこととなる。これらの協議調整においては、地権者及び利用者の理解と協力が必要となることから、墓地移転委員会は、権利者全員によって選出された委員で構成されることが望ましい。しかし、古い墓地であるため、現時点では利用者が明確でない墓地区画が1割程度存在しており、権利者全員を明確にしてからの作業となると、墓地移転委員会を設立するまでに多大な時間を要してしまうことが想定される。

このことから、墓地移転委員会の設立にあたっては、基本計画策定段階と移転計画策定段階の2段階の過程を踏むこととした。具体的には、基本計画策定段階としては墓地移転先や移転方針等の基本部分の計画(墓地移転基本計画)の策定までの調整を担う組織として、現在明確になっている墓地権利者の代表者として選出された委員からなる「墓地移転準備委員会」を設立するものとした。そして、移転計画策定段階としては墓地地権者及び利用者の移転同意に向けた具体的な墓地区画の寸法や配置計画を策定する組織として、墓地権利者全員によって選出された委員からなる「墓地移転委員会」に分けて設立することとした（図-6）。

不明な墓地区画所有者の確認にあたっての法的措置としては、権利を有する者に対し1年以内に申し出るべき旨を、官報に掲載し、かつ、見やすい場所に設置された立札に1年間掲示する必要がある、この作業を基本計画策定段階で行なう墓地移転基本計画の策定と並行して作業を行うことで効率的に墓地移転に向けた協議を進めることが可能となる。

これらの地域の実情に合わせて、柔軟に対応することで、現在、推進委員会及び墓地管理委員会の主導により、墓地地権者及び利用者からなる「墓地移転準備委員会」が設立されている。

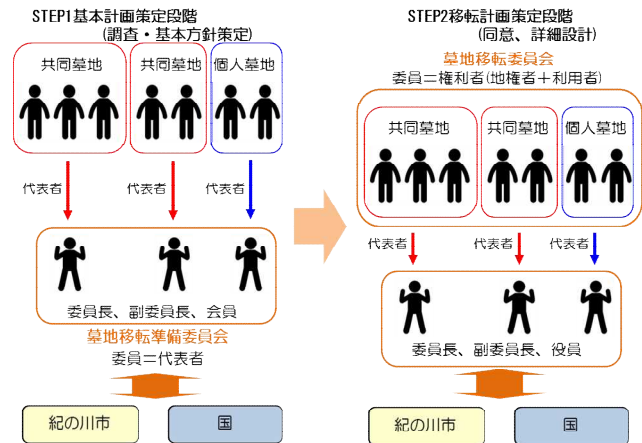


図-6 墓地移転委員会設立の流れ

5. まとめ

麻生津地区の堤防整備を推進する上で、墓地移転は避けられない課題である。

地域住民で構成された推進委員会や墓地管理委員会等への事業説明や勉強会等の丁寧な対応を行ってきたものの、墓地移転を主体となっていく組織が不透明であり、堤防整備が進まなかった。

そのため、国交省で関係機関の役割を整理、明確化するとともに、墓地移転に特化した組織である墓地地権者及び利用者からなる墓地移転準備委員会及び墓地移転委員会の設立を提案し、墓地移転の窓口とした。

その結果、墓地移転準備委員会が設立され、地域住民に非常に前向きな雰囲気醸成されている。引き続き、墓地移転委員会の設置に向けて調整を行っていくことで、早期の堤防整備が期待される。

今後、墓地移転の実現に向けて、表-2で示したとおり、墓地移転に伴う基本計画の策定、権利者不明区画の調査、墓地移転先の決定等の多くの工程を踏む必要がある。そのため、国土交通省、紀の川市、推進委員会、墓地管理委員会、そして墓地移転に特化した墓地移転（準備）委員会のそれぞれの役割を明確にしたことは、麻生津地区の堤防整備の実現へ向けて、地盤固めになったと考えられる。

※本論文の内容は、著者の従前の所属である和歌山河川国道事務所 調査第一課（現在は河川管理課）における業務に基づくものである。

謝辞：本論文の作成にあたって、内外エンジニアリング（株）の皆様には、多大なご協力をいただいた。ここに記して謝意を申し上げる。